

お申し込みから広告掲載までの流れ（令和6年4月掲出分）

手続き	送付元	送付先	送付方法	発送(送信)の期限
●「申込書」の提出	●申込者	➡ 県	Eメール	～1/10
○協議の依頼 ※選定の状況により依頼	○県	➡ 申込者	Eメール	～1/16 頃
○協議の回答	●申込者	➡ 県	Eメール	～1/22 頃
○選定結果のお知らせ	○県	➡ 申込者	郵送	～1/26 頃
(申込者)「申請書」等の作成				
●「申請書」※等の提出 ※行政財産目的外使用許可申請書 ※添付書類(定款等の写し、役員名簿)	●申込者	➡ 県	郵送	～2/9 頃
●「広告主誓約書」の提出 ※広告取扱事業者の場合、広告主の誓約書を提出	●申込者	➡ 県	郵送	～2/9 頃
○「行政財産目的外使用許可書」・ 「請書(押印なし)」※・「契約書(押印なし)」の送付 ※行政財産使用許可に係る請書	○県	➡ 申込者	郵送	～2/16 頃
(申込者)「請書」・「契約書」への押印、 「広告デザイン(案)」の作成				
●「請書」「契約書」(申込者押印済のもの)の送付	●申込者	➡ 県	郵送	～2/22 頃
●「広告デザイン(案)」※の提出 ※紙で提出の場合は原則A4サイズで提出	●申込者	➡ 県	Eメール または 郵送	～2/22 頃
○「契約書(両者押印済)」の送付	○県	➡ 申込者	郵送	～2/29 頃
○「広告掲出承認通知」の送付 ※広告デザインについて審査結果	○県	➡ 申込者	Eメール	～2/29 頃
●「ポスター(広告)」の送付	●申込者	➡ 県	郵送 または 持参	<u>3/22の正午までに 届くように</u>
広告の掲出				4/1午前～